

所管：厚生労働省 子ども家庭局 保育課

文書名：保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（2021(令和3)年8月一部改訂）

リンク：<https://www.mhlw.go.jp/content/000859676.pdf>

適用者：保育所

【記載項目抜粋】

2.感染症の予防（27P）

(2)衛生管理

ア) 施設内外の衛生管理

- ・日々の清掃で清潔に保つ。ドアノブ、手すり、照明のスイッチ（押しボタン）等は、水拭きした後、アルコール等による消毒を行うと良い。（嘔吐物や排泄物の処理等は塩素系消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム・亜塩素酸水）を用いる）
- ・季節に合わせた適切な室温や湿度を保ち、換気を行う。加湿器使用時には、水を毎日交換する。また、エアコンも定期的に清掃する。

【保育室環境のめやす】

室温：夏 26～28℃、冬 20～23℃、湿度：60%

コラム：新型コロナウイルス感染症について（31P）

【保育所における新型コロナウイルス感染防止対策】

【保育所における新型コロナウイルス感染防止対策】

（基本的な感染対策）

手洗い等により手指を清潔に保つことが最も重要な対策です。石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを実施する必要があります。

手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールのほか、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、塩化ベンザルコニウムによる消毒が有効です。これらの消毒薬の使用に関する留意点等については、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」を参照してください。

室内では、定期的な換気も併せて実施します。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。

別添2 保育所における消毒の種類と方法（70P）

表3 消毒薬の種類と用途

| | | | | |
|------------------|---|--|---|--|
| 薬品名 | 塩素系消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水等） | | 第4級アンモニウム塩（塩化ベンザルコニウム等）※1 逆性石けん又は陽イオン界面活性剤ともいう。 | アルコール類（消毒用エタノール等） |
| | 次亜塩素酸ナトリウム | 亜塩素酸水 | | |
| 消毒をする場所・もの | <ul style="list-style-type: none"> 調理及び食事に関する用具（調理器具、歯ブラシ、哺乳瓶等） 室内環境（トイレの便座、ドアノブ等） 衣類、シーツ類、遊具等 嘔吐物や排泄物が付着した箇所 | <ul style="list-style-type: none"> 調理及び食事に関する用具（調理器具、歯ブラシ、哺乳瓶等） 室内環境（トイレの便座、ドアノブ等） 衣類、シーツ類、遊具等 嘔吐物や排泄物が付着した箇所 | <ul style="list-style-type: none"> 手指 室内環境、家具等（浴槽、沐浴槽、トイレのドアノブ等） 用具類（足浴バケツ等） | <ul style="list-style-type: none"> 手指 遊具 室内環境、家具等（便座、トイレのドアノブ等） |
| 消毒の濃度 | <ul style="list-style-type: none"> 0.02%（200ppm）液での拭き取りや浸け置き 嘔吐物や排泄物が付着した箇所：0.1%（1,000ppm）液での拭き取りや浸け置き | <ul style="list-style-type: none"> 遊離塩素濃度 25ppm（含量 亜塩素酸として 0.05%≒500ppm 以上）液での拭き取りや浸け置き 嘔吐物や排泄物が付着した箇所：遊離塩素濃度 100ppm（含量 亜塩素酸として 0.2%≒2000ppm 以上）液での拭き取りや浸け置き | <ul style="list-style-type: none"> 0.1%（1,000ppm）液での拭き取り 食器の漬け置き：0.02%（200ppm）液 | <ul style="list-style-type: none"> 原液（製品濃度 70～80%の場合） |
| 留意点 | <ul style="list-style-type: none"> 酸性物質（トイレ用洗剤等）と混合すると有毒な塩素ガスが発生するので注意する。 吸引、目や皮膚に付着すると有害であり噴霧は行わない。 金属腐食性が強く、錆びが発生しやすいので、金属には使えない。 嘔吐物等を十分拭き取った後に消毒する。また、哺乳瓶は十分な洗浄後に消毒を行う。 脱色（漂白）作用がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 酸性物質（トイレ用洗剤等）と混合すると有毒な塩素ガスが発生するので注意する。 吸引、目や皮膚に付着すると有害であり噴霧は行わない。 ステンレス以外の金属に対して腐食性があるので注意する。 嘔吐物等を十分拭き取った後に消毒する。また、哺乳瓶は十分な洗浄後に消毒を行う。 衣類の脱色、変色に注意。 | <ul style="list-style-type: none"> 経口毒性が高いので誤飲に注意する。 一般の石けんと同時に使うと効果がなくなる。 | <ul style="list-style-type: none"> 刺激性があるので、傷や手荒れがある手指には用いない。 引火性に注意する。 ゴム製品、合成樹脂等は、変質するので長時間浸さない。 手洗いで、アルコールを含ませた脱脂綿やウエットティッシュで拭き自然乾燥させる。 |
| 新型コロナウイルスに対する有効性 | ○（ただし手指には使用不可）※2 | ○（ただし手指への使用上の効果は確認されていない）※2 | ○（ただし手指への使用上の効果は確認されていない）※2 | ○※2 |
| ノロウイルスに対する有効性 | ○※3 | ○※3 | × | × |
| 消毒薬が効きにくい病原体 | | | 結核菌、大部分のウイルス | ノロウイルス、ロタウイルス等 |
| その他 | ・直射日光の当たらない涼しいところに保管。 | ・直射日光の当たらない涼しいところに保管。 | ・希釈液は毎日作りかえる。 | |

参考 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（89P）

新型コロナウイルス消毒・除菌方法一覧（それぞれ所定の濃度があります）

| 方法 | モノ | 手指 | 現在の市販品の薬機法上の整理 |
|-----------------------|----|--------|------------------------|
| 水及び石鹼による洗浄 | ○ | ○ | — |
| 熱水 | ○ | × | — |
| アルコール消毒液 | ○ | ○ | 医薬品・医薬部外品（モノへの適用は「雑品」） |
| 次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤） | ○ | × | 「雑品」（一部、医薬品） |
| 手指用以外の界面活性剤（洗剤） | ○ | —（未評価） | 「雑品」（一部、医薬品・医薬部外品） |
| 次亜塩素酸水（一定条件を満たすもの） | ○ | —（未評価） | 「雑品」（一部、医薬品） |
| 亜塩素酸水 | ○ | —（未評価） | 「雑品」（一部、医薬品） |

※薬機法上の承認を有する製品が一部あり、そのような製品は手指消毒も可能。

※一部、食品添加物に該当する製品があり、食品衛生法の規制がかかる場合があります。

6. 亜塩素酸水

<使用方法>

有機物が存在する環境下での使用が想定されています。

1. 製品の用法・用量に従って必要に応じて希釈します。
2. 清拭する場合、遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭（拭いた後数分以上置くこと。）してください。その後、水気を拭き取って乾燥させて下さい。
3. 浸漬する場合、対象物を遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）以上の亜塩素酸水に浸漬（数分以上浸すこと。）し、取り出した後に水気を拭き取って乾燥させてください。
4. 排泄物やおう吐物等の汚物がある場合、汚物をペーパータオル等で静かに拭き取った上で、汚物のあった場所にペーパータオル等を敷き、その上に遊離塩素濃度 100ppm（100mg/L）以上の亜塩素酸水をまきます（数分以上置くこと。）。ペーパータオル等を回収後、残った亜塩素酸水を拭き取って乾燥させてください。

<注意事項>

- ※目に入ったり、皮膚についたりしないよう注意してください。
- ※飲み込んだり、吸い込んだりしないよう注意してください。
- ※酸性の製品やそのほかの製品と混合や併用しないでください。
- ※製品に定められた用法・用量を遵守し、それ以外の使用方法で使用しないでください。
- ※使用の際は必ず換気してください。
- ※直射日光の当たらない湿気の少ない冷暗所に保管してください。
- ※その他製品の注意事項をよく読んでください。